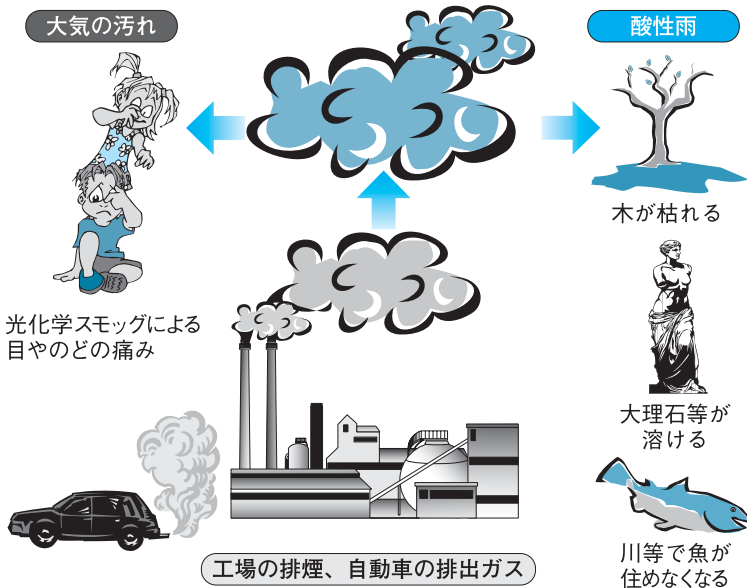


### 大気汚染の状況

自動車の排出ガスや工場からの煙が大気汚染の原因となっています。大気汚染はぜん息などの健康被害や光化学スモッグを引き起こします。

神奈川県では、大気汚染物質の常時監視を行っています。平成18年度は二酸化硫黄<sup>1</sup>、一酸化炭素<sup>2</sup>はすべての測定局で環境基準を達成しました。また、二酸化窒素<sup>3</sup>については88の測定局で、浮遊粒子状物質<sup>4</sup>については83の測定局で、環境基準を達成しました。しかし、光化学オキシダント<sup>5</sup>については、環境基準を達成した測定局はなく、まだ厳しい状況が続いています。

#### 大気環境問題のイメージ



#### 1 二酸化硫黄

工場や火力発電所などで石炭、重油を燃やすときに排出されます。のどや気管支、肺などの病気を引き起こすおそれがあります。

#### 2 一酸化炭素

血液が酸素を運ぶ機能をジャマする物質。工場や自動車等から排出されます。濃度が高いと生命の危険があります。

#### 3 二酸化窒素

空気中で燃料等が燃えるときに必ず発生し、工場や自動車等から排出されます。のどや気管支、肺などの病気を引き起こすおそれがあります。

#### 4 浮遊粒子状物質

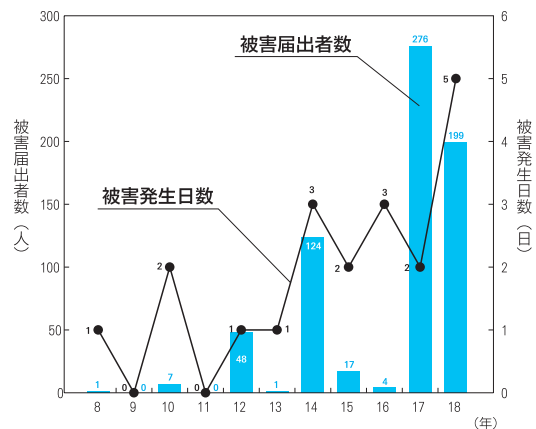
0.01mm以下の小さな粒子状物質で、工場や自動車等から排出されます。のどや気管支、肺などの病気を引き起こすおそれがあります。

#### 5 光化学オキシダント

工場・自動車等から大気中に排出された窒素酸化物等が、太陽光に含まれる紫外線による化学反応により生成される物質です。

これが多く集まり白くもやがかかったようになった状態を光化学スモッグといいます。目やのどに刺激を与え、葉が枯れる等の被害がでます。

#### ●光化学スモッグ被害発生日数及び届出者数の推移



### 工場などからの煙を規制しています!

(固定発生源対策)

ばい煙発生施設を設置している工場や事業場に対し立入検査を行い、法や条例等に定められた排煙の規制基準の適合状況を確認しました。

### 環境によい自動車を使いましょう!

(自動車の排出ガス対策)

平成15年10月から、県の基準を満たさないディーゼル車の県内走行を禁止(運行規制)したり、低公害車<sup>6</sup>の導入義務などを進めています。

また、平成18年度からは、環境にやさしい運転「エコドライブ」を推進するとともに、全国で初めて「神奈川県電気自動車(EV)普及構想」を発表し、環境性能にすぐれたEVを普及させるための検討などを進めています。

#### 6 低公害車

電気・メタノール・天然ガス・ハイブリッド自動車のほか、窒素酸化物などの排出量が少ないものとして、国が指定した低排出ガス車や首都圏の自治体が共同で指定した低公害車があります。



電気自動車(EV)